

藤沢市一般職員の給与に関する条例等の一部改正について
藤沢市一般職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）9月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第24条第4号中「，公立学校共済組合」を削る。

附則第11項を附則第12項とし，附則第10項を附則第11項とし，附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第4項第1号」を「附則第5項第1号」に改め，同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め，同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め，同項を附則第7項とし，附則第5項を附則第6項とする。

附則第4項第1号中「給料月額に100分の1.5」を「給料月額（当該特定職員が附則第4項の適用を受ける場合においては，同項の規定により算出された給料月額とする。以下同じ。）に100分の1.5」に，「附則第6項及び第7項」を「附則第7項及び第8項」に，「附則第6項において」を「附則第7項において」に改め，同項第4号中「附則第7項」を「附則第8項」に改め，同項を附則第5項とし，附則第3項の次に次の1項を加える。

4 当分の間，行政職給料表(1)，行政職給料表(2)，医療職給料表(2)及び医療職給

料表(3)の適用を受ける職員の給料月額は、当該給料表の規定にかかわらず、同表の職員の区分欄、職務の級欄及び号給欄に応じて定められる額からこれらの額に次の表に掲げる職員の区分欄、給料表欄及び職務の級欄の区分に応じそれぞれ減額率欄に定める割合を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を減じた額（育児短時間勤務職員，再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、当該額を給料月額とみなして当該額に第4条の2の規定を適用して算出して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。ただし、藤沢市職員の退職手当に関する条例（昭和29年藤沢市条例第22号）により支給される退職手当の額の算出基礎となる給料月額については、この限りでない。

職員の区分	給料表	職務の級	減額率
再任用職員 以外の職員	行政職給料表(1)	1級から4級まで	100分の1
		5級	100分の2.5
		6級	100分の3
		7級	100分の3.5
		8級	100分の4
	行政職給料表(2)	1級から5級まで	100分の1
	医療職給料表(2)	1級から5級まで	100分の1
		6級	100分の1.5
		7級	100分の3
		8級	100分の4
	医療職給料表(3)	1級から4級まで	100分の1
		5級	100分の2
		6級	100分の3.5
7級		100分の4	
再任用職員	行政職給料表(1)	1級から8級まで	100分の1
	行政職給料表(2)	1級から5級まで	100分の1
	医療職給料表(2)	1級から8級まで	100分の1
	医療職給料表(3)	1級から7級まで	100分の1

第2条 藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1備考を削る。

(藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年藤沢市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(特定任期付職員の給料の特例)

8 当分の間、特定任期付職員の給料月額は、第7条第1項の給料表の規定にかかわらず、同表の号給欄に応じて定められる額から当該額に100分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)を減じた額(同条第5項の適用を受ける職員については、当該額に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))とする。ただし、藤沢市職員の退職手当に関する条例により支給される退職手当の額の算出基礎となる給料月額については、この限りでない。

(藤沢市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 藤沢市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年藤沢市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の99.11」の次に「に次の表に掲げる給料表欄及び職務の級欄の区分に応じそれぞれ減額率欄に定める割合を乗じた割合(小数点第3位を四捨五入するものとする。)」を加え、同項に次の表を加える。

給料表	職務の級	減額率
行政職給料表(1)	1級から4級まで	100分の99
	5級	100分の97.5
	6級	100分の97
	7級	100分の96.5
	8級	100分の96
行政職給料表(2)	1級から5級まで	100分の99
医療職給料表(2)	1級から5級まで	100分の99
	6級	100分の98.5

	7級	100分の97
	8級	100分の96
医療職給料表(3)	1級から4級まで	100分の99
	5級	100分の98
	6級	100分の96.5
	7級	100分の96

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、本市の財政状況等を鑑み、一般職員の給与の削減を図る必要による。